

「長野市中心市街地活性化協議会」の設立について

株式会社まちづくり長野及び長野商工会議所は、長野市中心市街地の活性化を推進し、市勢の発展に寄与するため、「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号。以下「法」という。）に基づき、平成18年9月27日、長野市中心市街地活性化協議会を組織し設立いたしました。

協議会は、多様な関係者の参画を得ながら、中心市街地活性化事業の総合調整等を行い、賑わいあふれるまちづくりを進めていきます。

1. 協議会の概要

（1）協議会とは

長野市中心市街地活性化協議会は、法に基づく長野市中心市街地活性化基本計画の実施にあたって必要な事項について協議し、様々な主体が参画するまちづくりの運営を横断的、総合的に調整する組織です。

まちづくり会社、商工会議所、行政、事業者、地権者、住民、NPO、ボランティア団体など、協議会の目的に賛同する関係者の参加によって活動を行います。

協議会の目標

長野市中心市街地活性化基本計画の実効性を高め、中心市街地の活性化を図り、市勢の発展に寄与する。

協議会の役割

- ・まちづくりに関するアイデアや事業提案の受け皿
- ・事業提案等の具体化への検討、事業推進サポート
- ・関係者の横の連携と情報共有の場を形成

（2）組織概要

名 称：長野市中心市街地活性化協議会

所在地：長野市七瀬中町276番地

設 立：2006（平成18）年9月27日

事務局：株式会社まちづくり長野 内

構成員：①正会員②準会員③協力会員

（3）活動内容

◆中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ・長野市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

- ・長野市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ・長野市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- ・長野市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ・中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ・協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- ・その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

◆中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ・市街地整備改善事業に関すること
- ・都市福利施設整備事業に関すること
- ・街なか居住促進事業に関すること
- ・商業活性化事業に関すること
- ・上記に規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

◆その他中心市街地の活性化に関すること

(4) 設立経過

協議会の「法定構成員」となり得る、㈱まちづくり長野、長野商工会議所、長野市により、「長野市中心市街地活性化協議会」設立準備会を立ち上げ、協議会の役割、あり方について検討を重ねました。

日付	会議名	議題	備考
H18年6月12日(月)	㈱まちづくり長野 取締役会 会議	「中心市街地活性化協議会 の設立について」概要説明	
H18年6月21日(水)	「長野市中心市街地活性化協 議会」設立準備会（第1回）	①協議会の性格②協議会構 成員③今後の進め方	
H18年7月12日(水)	「長野市中心市街地活性化協 議会」設立準備会（第2回）	①協議会の全体構成②商店 会説明会の内容③今後の進 め方	
H18年7月18日(火)	長野市中心市街地活性化基本 計画策定に関する説明会	①新基本計画策定②中活法 改正③中心市街地活性化協 議会④新規事業提案募集	市主催 商店会等出席
H18年8月18日(金)	「長野市中心市街地活性化協 議会」設立準備会（第3回）	①協議会規約案②新規事業 提案	
H18年8月22日(火)	「長野市中心市街地活性化協 議会」設立準備会（第4回）	①協議会規約案	
H18年9月4日(月)	「長野市中心市街地活性化協 議会」設立準備会（第5回）	①協議会規約案②運営委員 ③協議会設立・公表の仕方④ 今後のスケジュール	

2. 構成員について

協議会の構成員は次の3種に区分されます。

(1) 正会員

- ・株式会社まちづくり長野（事務局）
- ・長野商工会議所

法第15条第1項には、以下に示す、「都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」と「経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」の中から、それぞれいずれか1以上の者が共同で協議会を組織することができるものと定められています。

A 都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

- ①中心市街地整備推進機構 ②市街地系まちづくり会社

B 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

- ①商工会又は商工会議所 ②公益法人又は商業系まちづくり会社

長野市においては、Aの主体として「(株)まちづくり長野」が、Bの主体として「長野商工会議所」が、共同で協議会を組織しました。この2者を長野市中心市街地活性化協議会「正会員」とし、(株)まちづくり長野は、協議会の事務局機能も担います。

(2) 準会員

- ・財団法人長野経済研究所
- ・長野市

法第15条第4項には協議会に参加することができる者として、次の者があげられています。

- ①上記A、Bのうち協議会を組織する主体とならなかった者
- ②基本計画事業者
- ③基本計画の実施に関し密接な関係を有する者
- ④市町村

長野市においては、協議会立ち上げ時には、③の密接な関係を有する者として「(財)長野経済研究所」を、④の市町村として「長野市」を、それぞれ協議会の構成員として参加を要請し（法第15条第6項）、長野市中心市街地活性化協議会「準会員」とします。

なお、準会員については、基本計画事業の確定、事業の進展等により、新たな主体が加わることが想定されます。

(3) 協力会員

法第15条第8項では、協議会は上記の者以外に対しても、必要な協力を求めることができるとされています。

長野市中心市街地活性化協議会では、協議会の目的に賛同し、長野市中心市街地活性化に関する活動や事業等を行う機関、団体、法人、個人等に広く協力を呼び掛け、長野市中心市街地活性化協議会「協力会員」として、協議会の各種活動に協力又は参画してくださる方を募集します。

3. 会議について

協議会では、次の3つの会議を開催します。

(1) 運営会議

運営会議は、正会員及び準会員から選出された運営委員が出席し、次の事項について審議し議決します。

- ・協議会の活動を実施するうえでの連絡調整
- ・活動報告及び収支決算
- ・活動計画及び収支予算
- ・規約の改正
- ・役員を選出
- ・タウンマネージャーの選出
- ・入会申込者の承認
- ・個別プロジェクト検討会議の内容
- ・その他協議会が必要と認める事項

また、運営会議には、必要に応じて「ワーキンググループ」を設置することができます。ワーキンググループでは、中心市街地全体にかかる住宅、商業、都市交通、福祉、情報、環境等の特定の政策について、必要な関係者の参加により研究を行い、研究結果を運営会議に報告します。

(2) 個別プロジェクト検討会議

個別プロジェクト検討会議は、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者（事業提案者）、地権者等の関係者及び運営委員等が出席し、次の事項について事業ごとに検討します。

- ・事業化を目指すうえでの課題
- ・事業推進のための課題

(3) 総会

総会は、正会員、準会員、協力会員が出席し、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図ることを目的として、次の内容により開催します。

- ・各基本計画事業の実施報告
- ・新規事業の説明
- ・監査報告（監査役より）
- ・意見交換 等

4. 募集

(1) 協力会員募集

長野市中心市街地活性化協議会では、協議会の趣旨に賛同し、中心市街地活性化のための活動に協力又は参画して下さる「協力会員」を募集します。協議会は、適宜、会員の皆さんへ活動報告、情報提供等をするとともに、意見交換を行う場を設けていきたいと考えています。

◆協力会員資格

協議会の趣旨に賛同し協議会の各種活動に協力又は参画することができる個人又は法人等

◆入会方法

入会申込書に必要事項を記入のうえ、長野市中心市街地活性化協議会事務局（株まちづくり長野 内）へ提出。

(2) 新規事業提案

中心市街地で実施したい新規事業、こんな街にしたいというご意見等がありましたら、協議会にご相談ください。長野市中心市街地活性化基本計画に反映していくための検討をお手伝いします。

5. その他

- ・協議会ホームページの開設（株まちづくり長野ホームページ内に作成）